

令和7年度りんごクラブ（放課後児童クラブ）の入会について

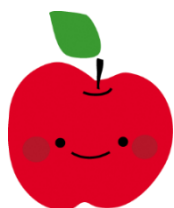
令和7年度のりんごクラブの募集について御案内します。

りんごクラブの利用申込みにあたっては、このパンフレットをお読みにになり、なぜりんごクラブを利用するのか、お子さんと事前によく話し合ってからお申し込みください。

1 りんごクラブ入会要件

りんごクラブの対象児童は、黒石市内に在住する父母、同居の祖父母等が昼間家庭にいない小学生です。両親、祖父母等が昼間家庭にいる場合は、利用許可が下りない場合がありますので御了承ください。

入会要件を満たしているかについては、資料「入会要件確認フローチャート」をご確認ください。



利用許可が下りない具体例

- ・両親が就労しているが、母の仕事が正午に終わる場合
- ・65歳未満の祖父母と同居し、祖父母が無職の場合 など

2 りんごクラブの実施場所、開所時間及び休業日等

利用できるりんごクラブは、小学校の所在地ではなく、児童の住所地にある地区のりんごクラブになります。学区外就学の場合は、理由によっては、りんごクラブの利用要件に該当しないと判断し、不承諾になる場合があります。

不承諾となる具体例

学区外に在住する親戚等が児童の面倒をみることを理由に、学区外の小学校を利用している場合など

りんごクラブ	定員	電話番号	該当地区	活動拠点
山形地区りんごクラブ	40	54-2007	山形地区	山形公民館
牡丹平地区りんごクラブ	40	53-4015	牡丹平地区	牡丹平公民館
第一追子野木地区りんごクラブ	40	55-8746	追子野木地区	追子野木公民館
第二追子野木地区りんごクラブ	37	52-3890	追子野木地区	美郷こども園
東地区りんごクラブ	80	52-3275	東地区	東地区りんごクラブ
西部地区りんごクラブ	60	52-3385	西部地区	西部地区りんごクラブ
北地区りんごクラブ	45	53-3403	北地区	中郷公民館
上十川地区りんごクラブ	45	52-8414	上十川地区	上十川地区りんごクラブ室 (上十川公民館敷地内)
六郷地区りんごクラブ	45	55-8902	六郷地区	六宝館
浅瀬石地区りんごクラブ	40	53-1244	浅瀬石地区	千徳なかよしこども館
中部地区りんごクラブ	72	53-5014	中部地区	幸成児童館

※定員、活動拠点等については、変更となる場合があります。

※該当地区の詳細な住所地については、資料「各地区りんごクラブ地域」を参照ください。

※追子野木地区は、第一、第二地区から選択してください。状況によってはご希望に添えない場合があります。

開所時間

りんごクラブの開所・閉所時間は、各りんごクラブで定めています。閉所時間までに、速やかに迎えをお願いします。就労のため開所・閉所時間に、間に合わない場合は、事前申請により延長対応をしております。時間延長のご利用には、3日前までの申請が必要となりますので、詳しくはお問い合わせください。

	浅瀬石地区	中部地区	第二追子野木地区	他地区りんごクラブ
平 日※	授業終了～18時	授業終了～18時	授業終了～19時	授業終了～18時
時間延長	18時30分	なし	なし	18時30分
長期休暇※	8時～18時	8時～18時	7時～19時	8時15分～18時
時間延長	7時45分～18時30分	7時45分～18時	なし	7時45分～18時30分
土曜日	8時～17時30分	8時～18時	7時～19時	8時15分～17時30分
時間延長	7時45分～18時	7時45分～18時	なし	7時45分～18時

※平日（月曜日～金曜日）、長期休暇（春、夏、冬休み：月曜日～金曜日）

●休業日：日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）

（風水害等の緊急災害発生の恐れのある場合、新型コロナウイルス、インフルエンザ等の伝染病が流行した場合は閉所することがあります。また、開所時間は変更となる場合があります。）

○児童のみで帰宅させること及び平日を除く日に児童のみでりんごクラブに行かせることは、原則認めておりません。保護者等に送迎をお願いしております。なお、送迎が困難な場合は、申請書にてお申し込みください。

3 入会手続

黒石市りんごクラブ入会申込書と各添付書類を揃えて、りんごクラブ又は黒石市役所へ提出してください。入会希望クラブの定員に空きがあり、入会の要件を満たしていれば入会できます。

4月以降の入会の申請については、申請から利用までに2週間ほど時間を要します。入会が決まりましたら、利用するりんごクラブから保護者へ連絡します。利用は必要な手続が済み、入会が決定してからになります。

●令和7年度りんごクラブ申込時期

○令和7年1月11日（土）～25日（土）…りんごクラブで受付 開所時間に同じ

○令和7年1月26日（日）～31日（金）…黒石市役所で受付 8時15分～17時



上記受付は、審査に1ヶ月ほど時間を要します。結果は3月上旬頃に通知します。

1月31日（金）までに申込みのあった方で1回目の選考をします。期限内の提出をお願いいたします。

〈必要書類について〉

① 黒石市りんごクラブ入会申込書…児童一人につき1枚必要です。

利用日を申込時に登録します。保護者等の休業日など入会要件を満たさない日、習い事や部活動など、あらかじめ児童の都合により利用しないことが明らかな日は対象になりません。

② 入会が必要な理由を証明する書類…同居している父母、入会希望時点で同居する65歳未満の祖父母の分が必要です。 ※世帯分離をしていても、同一の住所の場合は、同居とみなします。

入会希望日時点で65歳以上の祖父母については、就労状況等を問いません。

就労状況を確認する書類は、保育所等の利用申込時に提出するものと同じものです。令和7年4月からの保育所等の手続きも行う場合は、原本を保育所等の書類に提出し、りんごクラブの申請書には写しを添付してください。（兄弟でりんごクラブを利用する場合も、原本1部準備のうえ添付し、2人目以降の申請書には写しを添付してください。）

○入会が必要な理由を証明する書類

保護者等の状況	内 容	必要な書類 ※市ホームページからダウンロードできます。
就労（外勤）	常時雇用されている。有期雇用の場合は、延長のたびに提出が必要です。	就労証明書 ※勤務先に記入してもらいます。
農業・自営・内職等	本人が農業・自営業の中心者である。家族が農業・自営業に従事している。（専従者） 本人が内職している。	就労証明書 ※ご自身で記入してもらいます。 ※農業などの場合は、耕作面積など詳しく記入してください。
疾病・障害	安静を要する程度の医師の診断がある。	所定の様式の診断書 ※医療機関で記入してもらいます。 各種障害者手帳等の写し （手帳がある場合は診断書必要なし）
同居又は長期入院等している親族の介護・看護	家族入院の付き添いや、自宅で看護をしている。	所定の様式の診断書 ※医療機関で記入してもらいます。
妊娠・出産	産前産後8週に限る。	母子健康手帳の表紙と出産予定日のわかる部分のコピー
注 育児休業中は、りんごクラブは利用できません。りんごクラブ利用中に育児休業を取得される場合は、育児休業開始日で退会となります。		
就学証明	各種学校へ通学している。	学校の在学証明書、時間割等を提出してください。

※証明書類に虚偽の記載があった場合には、入会を取り消させていただく場合があります。

4 選考について

選考については就労状況、祖父母の状況や児童の学年を考慮し、審査します。



「条件付き入会」について

自宅に児童の面倒を見ることができる人がいる場合でも、利用したいりんごクラブの定員が満たない場合は、条件付き入会として入会を認めます。定員を超えた場合は、優先順位の低い児童から退会となります。

5 障がいのある児童の受入れについて

障がいのある児童については、入会申込書の裏面に記入欄がありますので、児童の状況について必ず記入してください。後日状況を確認させていただく場合があります。

また、不安なことがありましたら、事前に市子育て支援課まで御相談ください。

6 りんごクラブ利用時の注意点について

(1) 欠席の場合の連絡について

利用日に欠席する場合は、事前にりんごクラブへ連絡が必要です。連絡がない場合は、児童の安全を確保するため、りんごクラブから保護者へ出欠確認の連絡をします。

また、長期間休む場合などは、利用要件に該当しているか再度確認させていただきます。

(2) 利用日でない日の利用について

あらかじめりんごクラブへ連絡し、利用できるか確認してください。

(3) 閉所時間について

りんごクラブの閉所時間は各りんごクラブで定めています。保育所等のように延長保育は実施しておりません。閉所時間までに、速やかに迎えをお願いします。また、一部りんごクラブで実施の時間延長をご利用の場合は、3日前までに申請が必要です。

(4) 次の場合には、りんごクラブから保護者へ連絡をします

- ① 児童が体調を崩しているとみられる場合
- ② 児童がけがをした場合
- ③ 連絡がなく、児童がりんごクラブに来ない場合
- ④ 児童が故意又は過失により建造物や物品を破損させた場合

※上記④について、聞き取り等により児童の故意又は過失と認められた場合は、修繕料を全額お支払いいただきます。

(5) 次にあてはまる場合は、りんごクラブは利用できません

- ① **保護者の仕事が休みの場合**
- ② 児童が新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症にかかっている場合
(同居家族が罹患した際は、感染拡大防止の観点から、保護者等が児童の面倒を見ることができる場合は、利用を控えてください。)
- ③ インフルエンザ等で学校・学年・学級閉鎖の措置をとった場合は、その対象となる学校・学年・学

級の児童（インフルエンザ等にかかっていなくても、りんごクラブの利用はできません。）

学校閉鎖等は集団生活の場が疾病に感染しやすい状況にあり、これを防ぐために実施されるものです。したがって、りんごクラブ内で疾病が広まることを防ぐため、りんごクラブの利用ができませんので御了承ください。

- ④ 保護者が就労しなくなった、育児休業を取得した等利用の要件に該当しなくなった場合

(6) 傷害保険について

市では、通常のりんごクラブでの活動に際して発生する児童の負傷等に対応するための保険に加入しています。保険料は、市で負担しますので利用者の負担はありません。

りんごクラブの活動中にケガをし、医療機関を受診した場合は、りんごクラブ職員にお知らせください。

(7) 利用状況等の変更、退会

部活動への入部、習い事の開始などにより、利用状況が変わる場合は、変更届を提出してください。

そのほか、住所変更や家庭状況に変更があった場合、保護者の就労状況に変更があった場合も変更届が必要です。また、利用要件に該当しなくなった等により、りんごクラブをやめる場合は退会届の提出が必要です。各種届の用紙はりんごクラブにも用意していますので、申出ください。

※無断欠席が1週間続く、連絡しても電話に出ない等の場合、退会とさせていただく場合がございます。

また、集団生活を阻害するような行為（暴力、危険行為等）を繰り返し、再三指導したにも関わらず改善が見られない場合は、利用継続できないと判断し、こちらから退会を求めることがありますので、ご了承ください

お問合せ先

黒石市健康福祉部子育て支援課子育て支援係 電話 0172-52-2111（内線 382）